

資料 5 住民アンケート調査

(1) 岩井市合併に関する住民意識調査（平成15年2月実施）

I. 調査の概要

1. 調査の目的

現在、市町村においては、住民の日常生活圏の拡大、少子・高齢社会への対応、国・地方を通じた厳しい財政状況など、様々な課題に直面しています。また、地方分権の進展によって、住民に最も身近な行政サービスを行なう市町村の役割と責任がますます増大してきています。

今、こうした状況に適切に対応していくため、市町村の行財政基盤の充実強化が求められ、そのための有効な方策の一つとして市町村合併が注目され、全国各地で協議や検討が行われています。しかし、市町村合併は、市民の日常生活や本市の将来に多大な影響を及ぼすものであり、市民のご理解のもとに検討を進める必要があります。このため、市民の方々からご意見を伺い、今後の市町村合併への取り組みに活かすため、アンケート調査を実施しました。

2. 調査の方法

岩井市の全世帯から各1名（18歳以上）を無作為抽出により選び、総数12,718名の方を対象として、平成15年2月7日から17日までを期間に、アンケート調査を実施しました。

3. 回収状況

配布数	不達票	実際配布数	有効回答数	有効回答率
12,718	198	12,520	7,081	56.6%

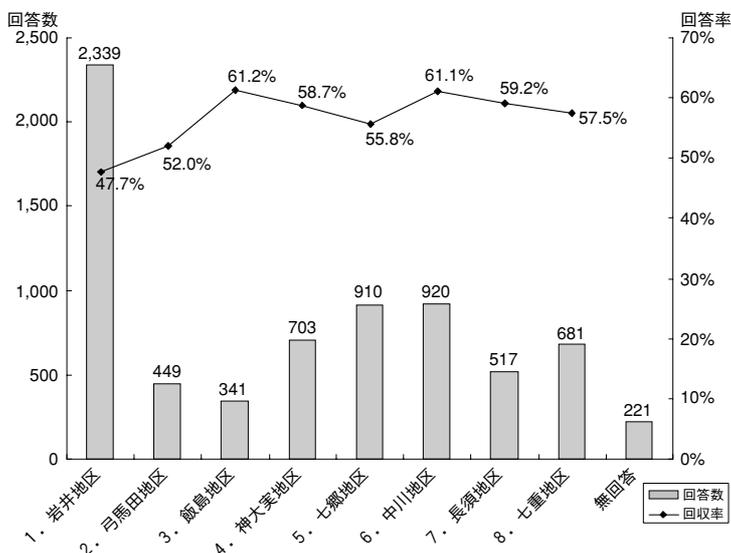
4. 本報告書の見方について

- ① 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しました。このため、合計が100％に満たなかったり、超えたりする場合があります。
- ② 質問の終わりに（複数回答）とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい質問です。このため、合計比率は100％を超える場合があります。
- ③ 図表（グラフ）で示したのものの中には「無回答」を省略した部分もあります。このため、各区分ごとの標本数の合計が全体の標本数と一致しないことがあります。
- ④ 複数の設問をクロスした集計結果を示す図表（グラフ）の中で、数値が重なり識別が困難な数値の小さな割合（10％に満たない場合等）については、省略することがあります。

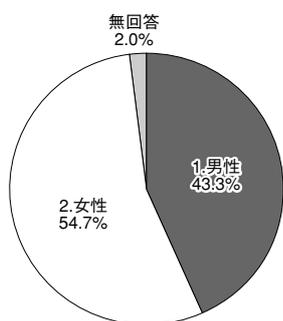
II. アンケート集計結果

1. 回答者の属性

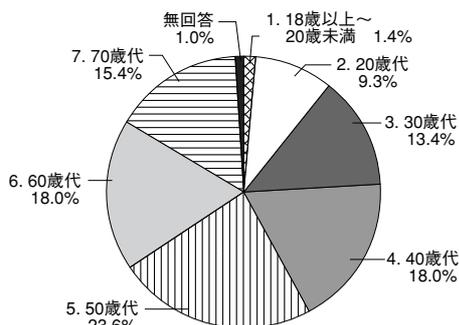
問1 あなたのお住まいはどこですか。(○は1つ)



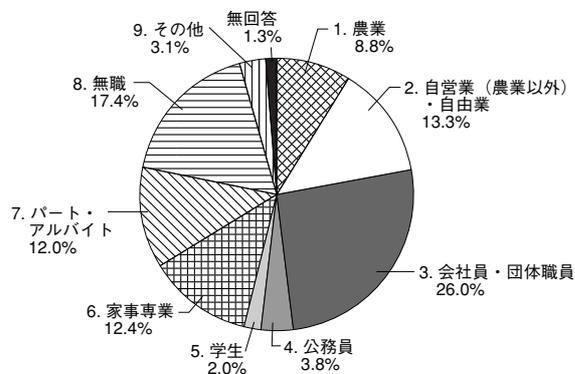
問2 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)



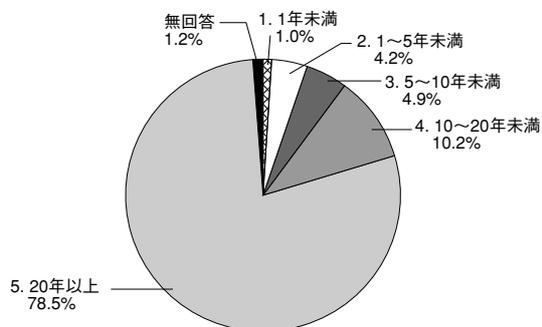
問3 あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)



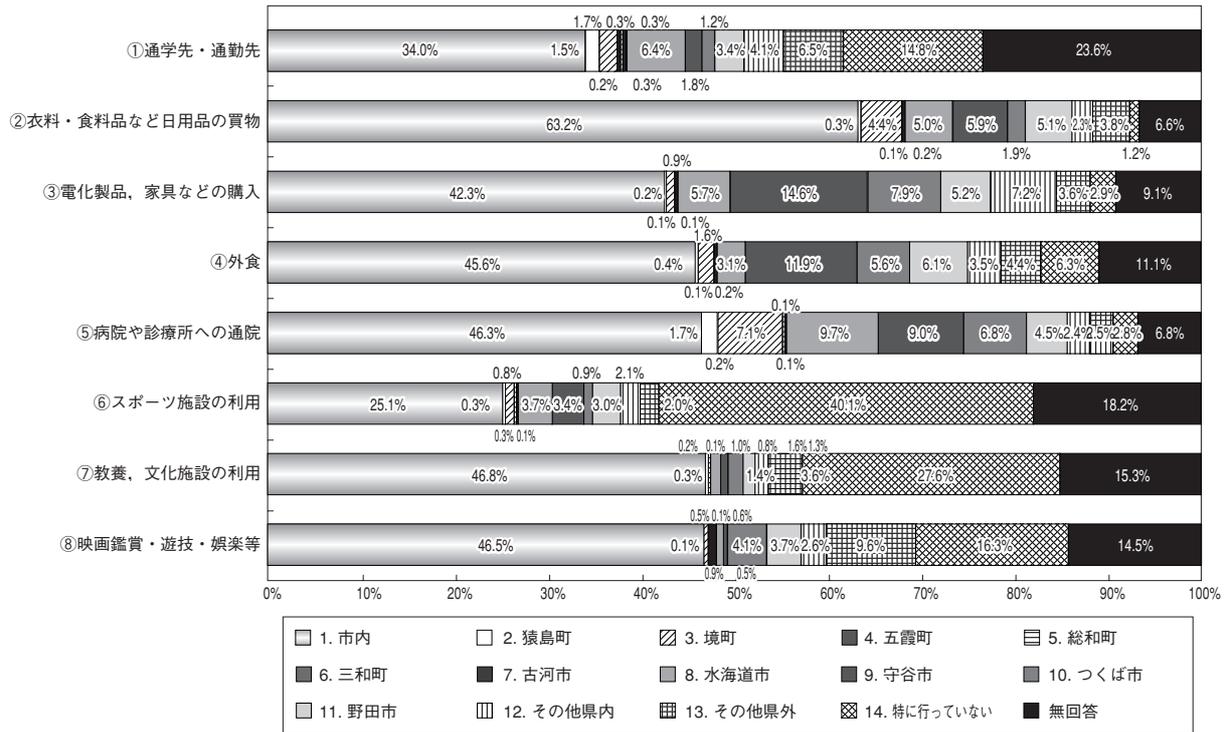
問4 あなたのお仕事をお答えください。(○は1つ)



問5 あなたは、岩井市にお住まいになってどれくらいになりますか。(○は1つ)

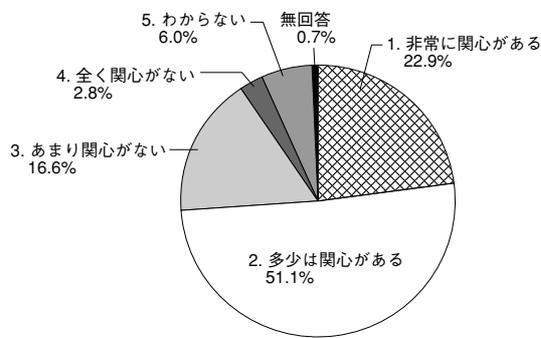


問6 あなたは、日常生活を主にどこの市町村を中心に行っていますか。(それぞれ○は1つ)

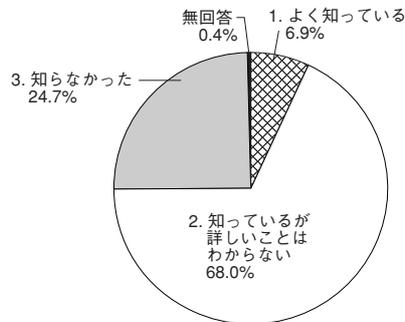


2. 合併について

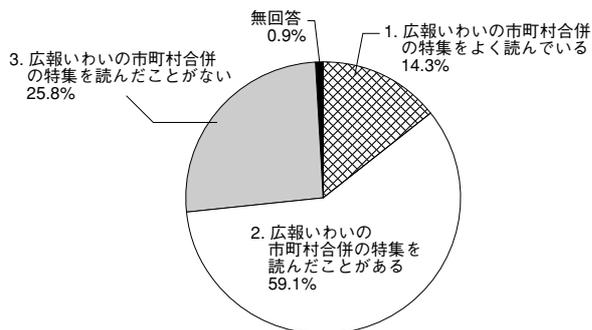
問7 地方分権の推進を図るために、市町村合併の取り組みが全国的に実施されています。あなたは市町村合併に関心がありますか。(○は1つ)



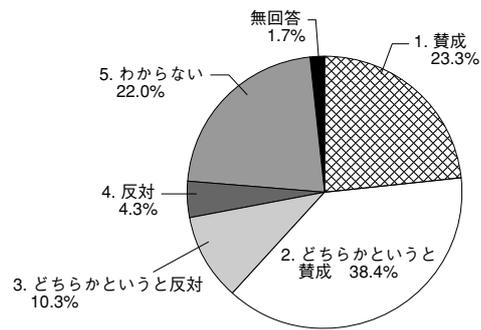
問8 岩井市では、市町村合併について、市役所内での研究会や旧猿島郡での「猿島地域市町村合併懇話会」などで、検討を進めてきました。あなたはこれらのことについてご存じですか。(○は1つ)



問9 岩井市では、市町村合併の仕組み、効果、課題のほか、市の取り組み状況について広報いわいでお知らせしてきました。あなたは、これらのことについてご存じですか。(○は1つ)

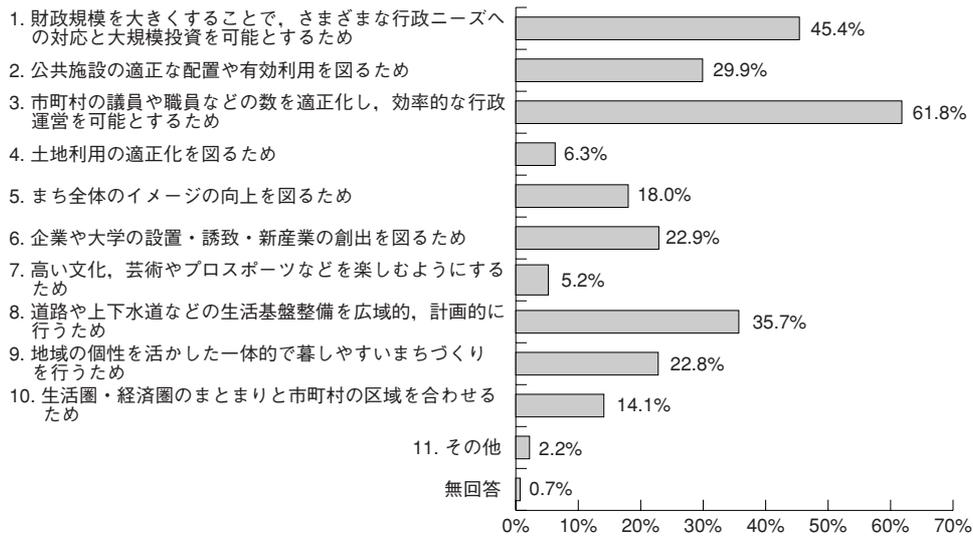


問10 あなたは、岩井市が近隣市町村と合併することについて、どのように思いますか。(○は1つ)

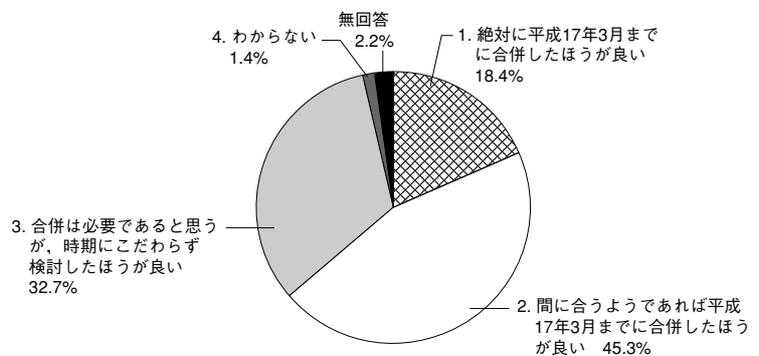


問11 《設問10で1～2の回答をされた方におたずねします。》なぜ、市町村合併の必要があると思いますか。

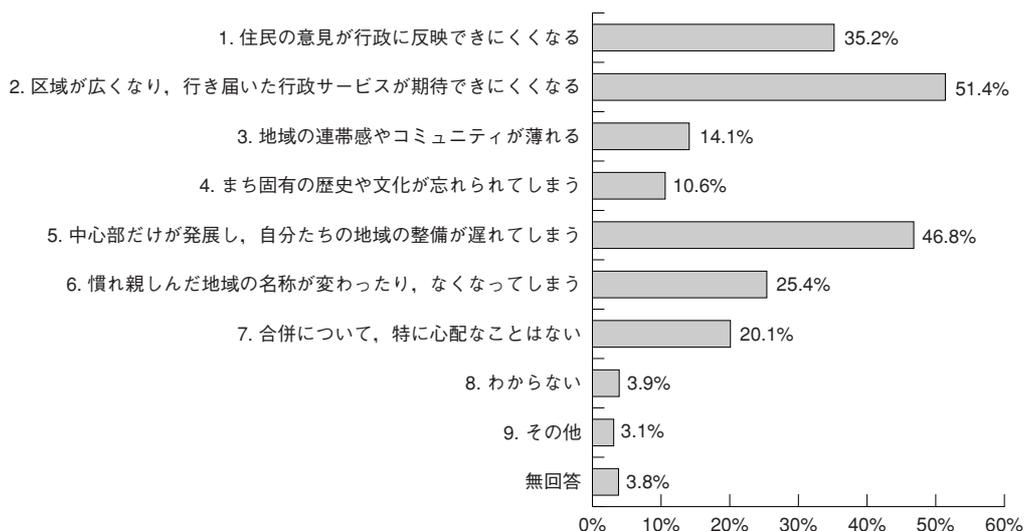
(○は3つまで)



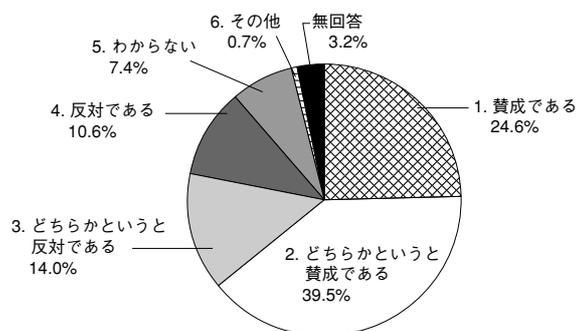
問12 《問10で1～2の回答をされた方におたずねします。》国では合併する際に財政的な様々な支援策を講じています。この支援策が定められている市町村の合併の特例に関する法律は平成17年3月を期限としています。あなたは、岩井市が平成17年3月までに合併したほうが良いと思いますか。(○は1つ)



問13 《設問10で1～2の回答をされた方におたずねします。》あなたは、岩井市が合併した場合にどのようなことを心配されますか。(○は3つまで)



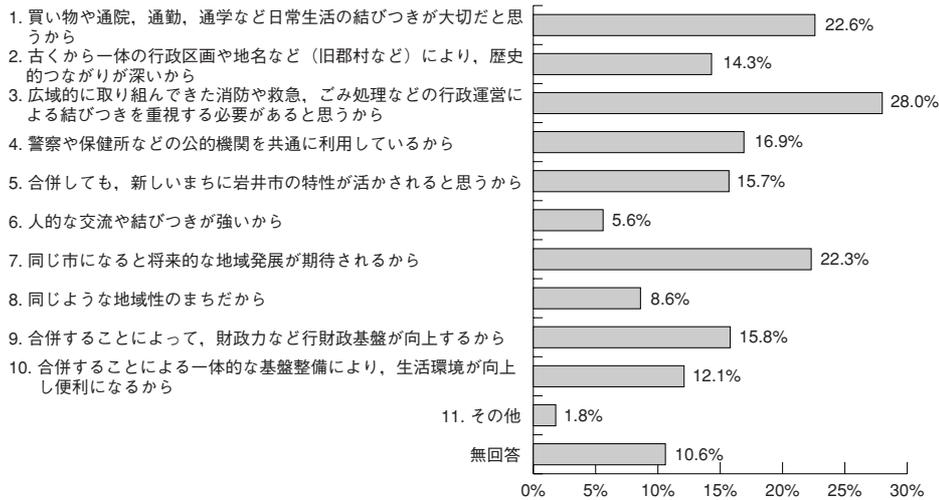
問14 《設問10で1～2の回答をされた方におたずねします。》現在、岩井市では、将来的には10万人都市を目指していますが、段階的に取り組むこととし、平成12年12月に県より示された組合せである「岩井市，猿島町，境町」での合併について検討をしています。あなたは、この1市2町で合併することについて、どのようにお考えですか。（○は1つ）



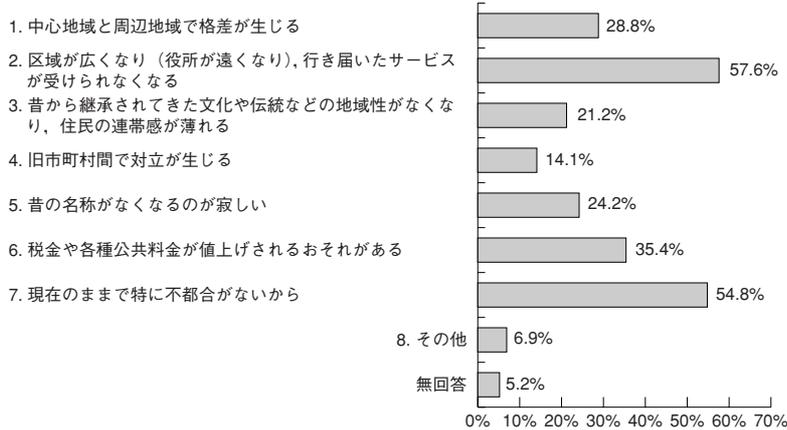
問15 《設問14で3～5の回答をされた方におたずねします。》岩井市が合併する場合、どのような組合せが望ましいと思いますか。あなたの考える合併すべき市町村をお選びください。（複数回答）

	回答数	パーセント
水海道市	714	51.1%
水海道市，守谷市	149	10.7%
わからない	148	10.6%
境町，水海道市	105	7.5%
猿島町，水海道市	46	3.3%
水海道市，その他の市町村	41	2.9%
猿島町，境町	29	2.1%
水海道市，石下町	24	1.7%
水海道市，野田市	15	1.1%
守谷市	15	1.1%
猿島町，境町，水海道市	14	1.0%
境町	9	0.6%
水海道市，わからない	8	0.6%
水海道市，その他の市町村，守谷市	7	0.5%
その他の市町村	7	0.5%
水海道市，守谷市，野田市	5	0.4%
野田市	4	0.3%
猿島町，境町，水海道市，石下町	3	0.2%
境町，守谷市	3	0.2%
猿島町	2	0.1%
猿島町，境町，水海道市，その他の市町村	2	0.1%
境町，わからない	2	0.1%
水海道市，その他の市町村，石下町	2	0.1%
守谷市，野田市	2	0.1%
猿島町，境町，水海道市，その他の市町村，野田市，古河市，総和町，三和町	1	0.1%
猿島町，境町，水海道市，その他の市町村，石下町	1	0.1%
猿島町，境町，水海道市，守谷市	1	0.1%
猿島町，境町，その他の市町村，石下町	1	0.1%
猿島町，境町，その他の市町村，石下町，古河市，総和町，三和町	1	0.1%
猿島町，境町，守谷市	1	0.1%
猿島町，境町，古河市，総和町，三和町	1	0.1%
猿島町，水海道市，その他の市町村	1	0.1%
猿島町，水海道市，石下町	1	0.1%
猿島町，その他の市町村	1	0.1%
境町，水海道市，守谷市	1	0.1%
境町，水海道市，守谷市，石下町	1	0.1%
境町，その他の市町村	1	0.1%
境町，古河市	1	0.1%
水海道市，その他の市町村，守谷市，野田市	1	0.1%
水海道市，その他の市町村，野田市	1	0.1%
水海道市，守谷市，石下町	1	0.1%
その他の市町村，古河市，総和町，三和町	1	0.1%
無回答	23	1.6%
合計	1,397	100.0%

問16 《設問14で1～5の回答をされた方におたずねします。》あなたが、「問14, 問15」の組合せを選んだ理由はどのようなことですか。(○は2つまで)

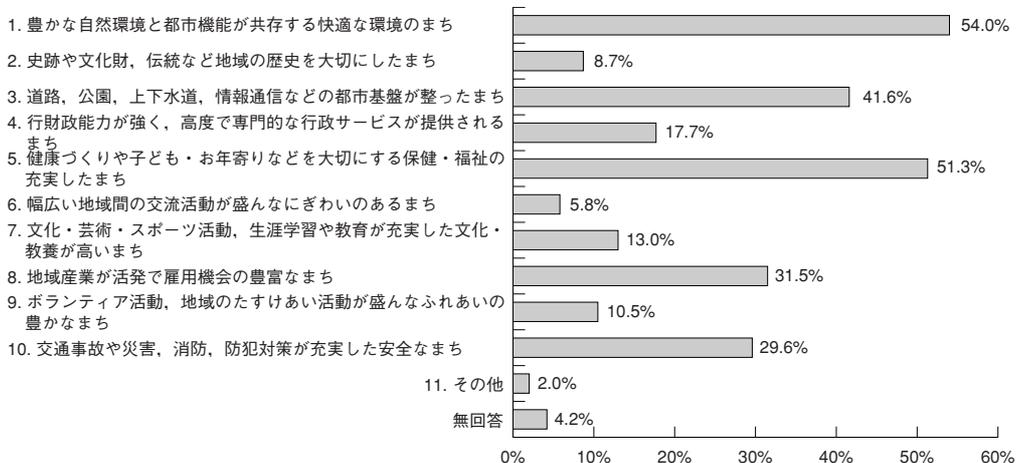


問17 《設問10で3～4の回答をされた方におたずねします。》合併が望ましくないと思う理由をお答えください。(○は3つまで)



3. 地域の将来イメージについて

問18 地域の将来イメージとして、どれが望ましいと思いますか。(○は3つまで)



(2) 猿島町市町村合併町民アンケート調査（平成14年12月～15年1月実施）

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、町民の皆様から、市町村合併に関するご意見を広くうかがい、今後の猿島町における市町村合併の取り組みに活かすため実施しました。

2. 調査の方法

郵送による配布及び回収

3. 調査の対象及び抽出方法

猿島町に在住している20歳以上の町民の皆様

抽出にあたっては、各世帯から1人ずつ抽出し、計3,777人の方を無作為に選びました。

4. 調査期間

平成14年12月20日（発送）～平成15年1月10日（投函締め切り）

5. 回収状況

回収状況は下表のとおりです。

地区名	発送先	不達数	回収数※	回収率
生子菅小学校区	923	4	508	55.0%
逆井山小学校区	1,245	15	662	53.2%
沓掛小学校区	1,284	11	668	52.0%
内野山小学校区	325	5	174	53.5%
不明	—	—	23	—
計	3,777	35	2,035	54.4%

※平成15年1月22日到着のものまで回収数に含めた

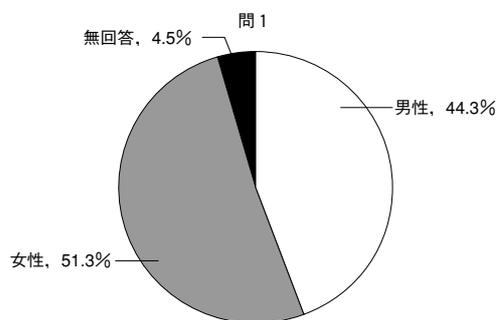
6. 本報告書の見方について

- ① 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。このため、合計が100%に満たなかったり、超えたりする場合があります。
- ② 1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい質問（複数回答）については、合計比率が100%を超える場合があります。
- ③ 図表（グラフ）で示したのものの中には「無回答」を省略した部分もあります。このため、各区分の標本数の合計が全体の標本数と一致しないことがあります。
- ④ 複数の設問をクロスした集計結果を示す図表（グラフ）の中で、数値が重なり識別が困難な数値の小さな割合（10%に満たない場合等）については、省略することがあります。

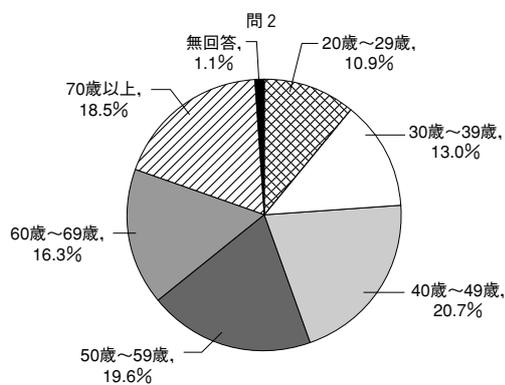
II. 調査結果

1. 回答者の属性

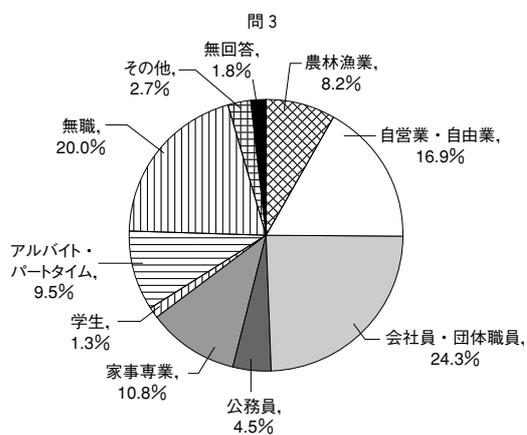
(1) 性別



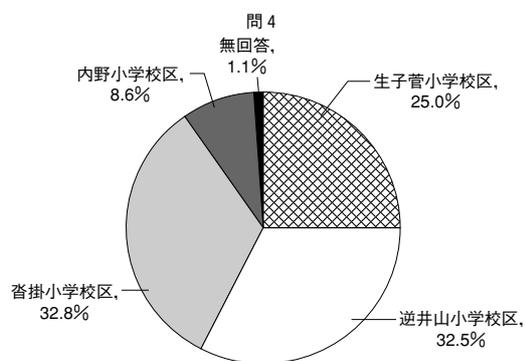
(2) 年齢



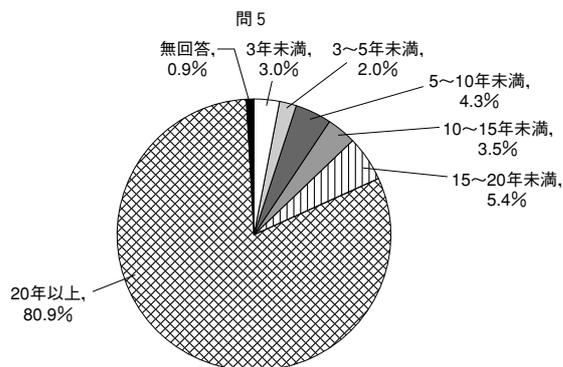
(3) 職業



(4) 居住地区

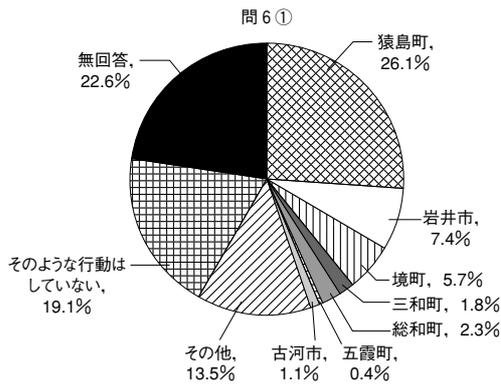


(5) 居住年数

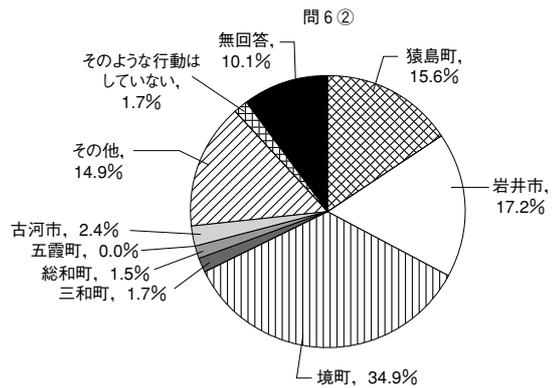


(6) 日常生活上の主な行き先

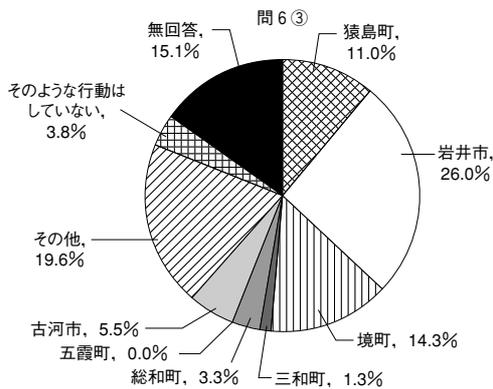
①通勤・通学先



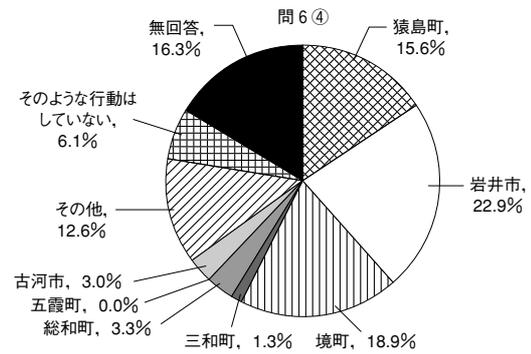
②日用品の買物



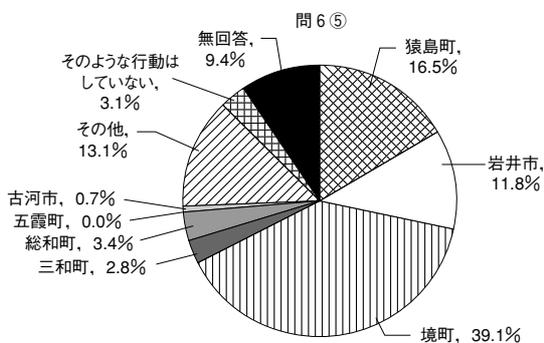
③電化製品、家具等の購入



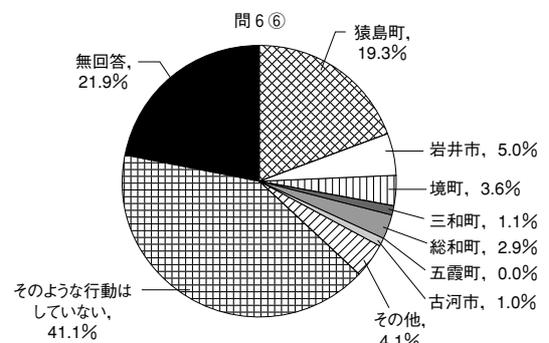
④外食



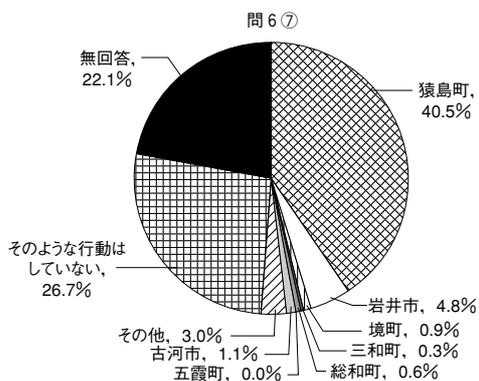
⑤通院



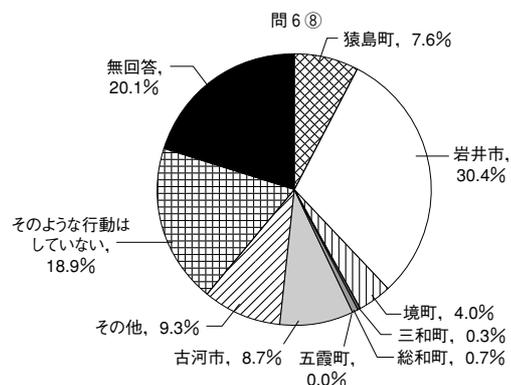
⑥スポーツ施設の利用



⑦教養、文化施設の利用

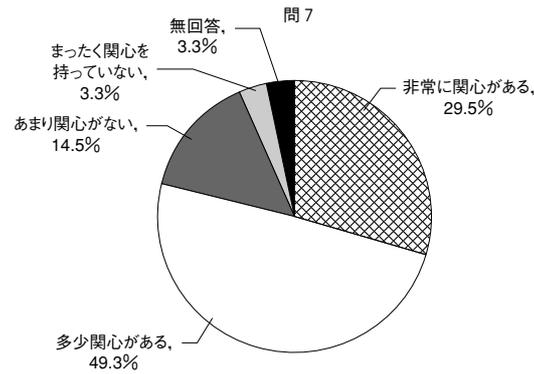


⑧映画鑑賞・遊技・娯楽等



2. 合併問題への意識

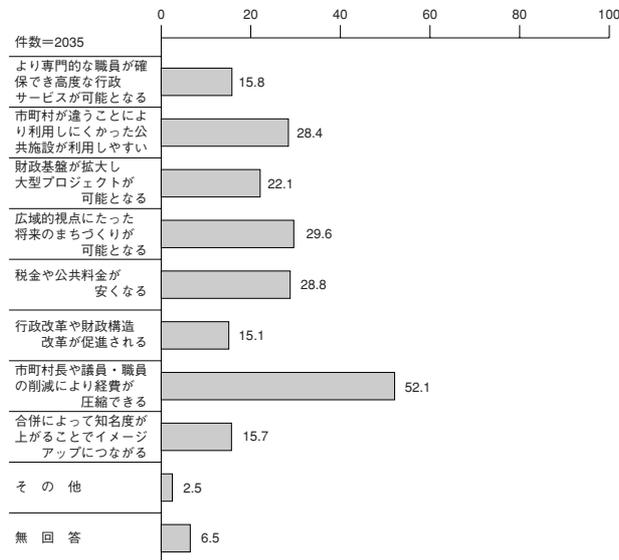
(1) 合併問題の関心



(2) 合併への期待と不安

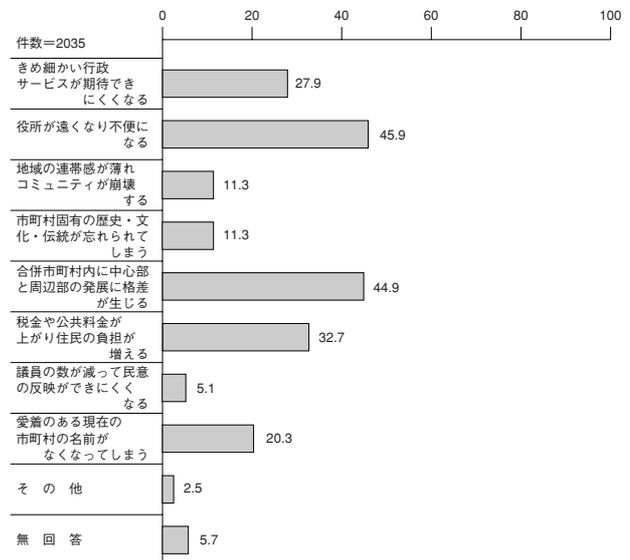
① 合併への期待

問8 合併のメリット

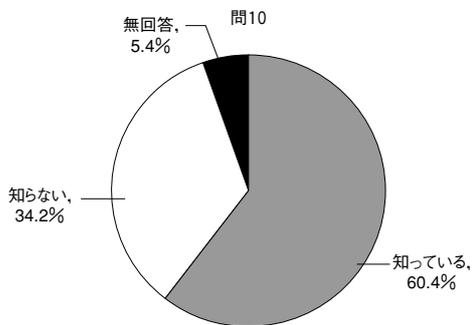


② 合併への不安

問9 合併のデメリット

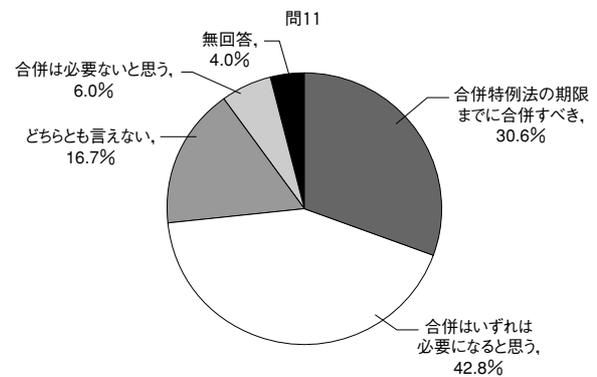


(3) 合併議論の認知



3. 合併意向

(1) 合併の必要性



(2) 合併の組合せ

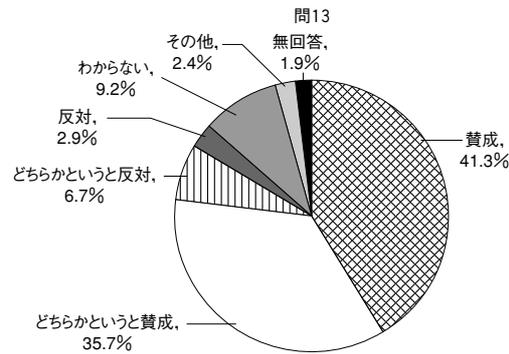
①本町との合併が望ましい市町村

順位	合併パターン（希望する合併相手先）	件数	割合（％）	
1	境町＋岩井市	673	45.1%	
2	岩井市のみ	88	5.9%	
3	境町のみ	76	5.1%	
4	境町＋岩井市＋五霞町	66	4.4%	
5	境町＋岩井市＋三和町	62	4.2%	
6	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋五霞町＋古河市	56	3.8%	
7	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋古河市	48	3.2%	
8	その他市町村	45	3.0%	
9	境町＋三和町＋総和町	37	2.5%	
10	境町＋三和町	32	2.1%	
11	境町＋岩井市＋その他	25	1.7%	
	境町＋岩井市＋三和町＋総和町	25	1.7%	
12	境町＋五霞町	16	1.1%	
13	境町＋三和町＋総和町＋五霞町	14	0.9%	
14	境町＋三和町＋総和町＋古河市	11	0.7%	
15	岩井市＋その他	9	0.6%	
	三和町＋総和町	9	0.6%	
16	境町＋総和町	8	0.5%	
17	境町＋岩井市＋三和町＋五霞町	6	0.4%	
	境町＋岩井市＋総和町＋古河市	6	0.4%	
	境町＋総和町＋古河市	6	0.4%	
18	境町＋岩井市＋総和町	5	0.3%	
19	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋五霞町	4	0.3%	
	境町＋三和町＋総和町＋五霞町＋古河市	4	0.3%	
20	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋五霞町＋古河市＋その他	3	0.2%	
	境町＋その他	3	0.2%	
21	岩井市＋三和町	2	0.1%	
	岩井市＋総和町＋五霞町	2	0.1%	
	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋その他	2	0.1%	
	境町＋三和町＋その他	2	0.1%	
	境町＋三和町＋五霞町	2	0.1%	
	境町＋総和町＋五霞町	2	0.1%	
	古河市のみ	2	0.1%	
	三和町のみ	2	0.1%	
	総和町＋五霞町	2	0.1%	
総和町のみ	2	0.1%		
22	岩井市＋古河市＋その他	1	0.1%	
	岩井市＋三和町＋五霞町	1	0.1%	
	岩井市＋総和町	1	0.1%	
	岩井市＋総和町＋古河市	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋古河市	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋古河市＋その他	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋三和町＋その他	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋三和町＋五霞町＋その他	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋古河市＋その他	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋三和町＋総和町＋五霞町＋その他	1	0.1%	
	境町＋岩井市＋総和町＋五霞町	1	0.1%	
	境町＋古河市＋その他	1	0.1%	
	境町＋三和町＋総和町＋五霞町＋その他	1	0.1%	
	境町＋総和町＋その他	1	0.1%	
	五霞町のみ	1	0.1%	
	三和町＋その他	1	0.1%	
	三和町＋総和町＋古河市	1	0.1%	
	総和町＋古河市	1	0.1%	
	希望なし	84	5.6%	
	無回答	34	2.3%	
	合計		1,493	100.0%

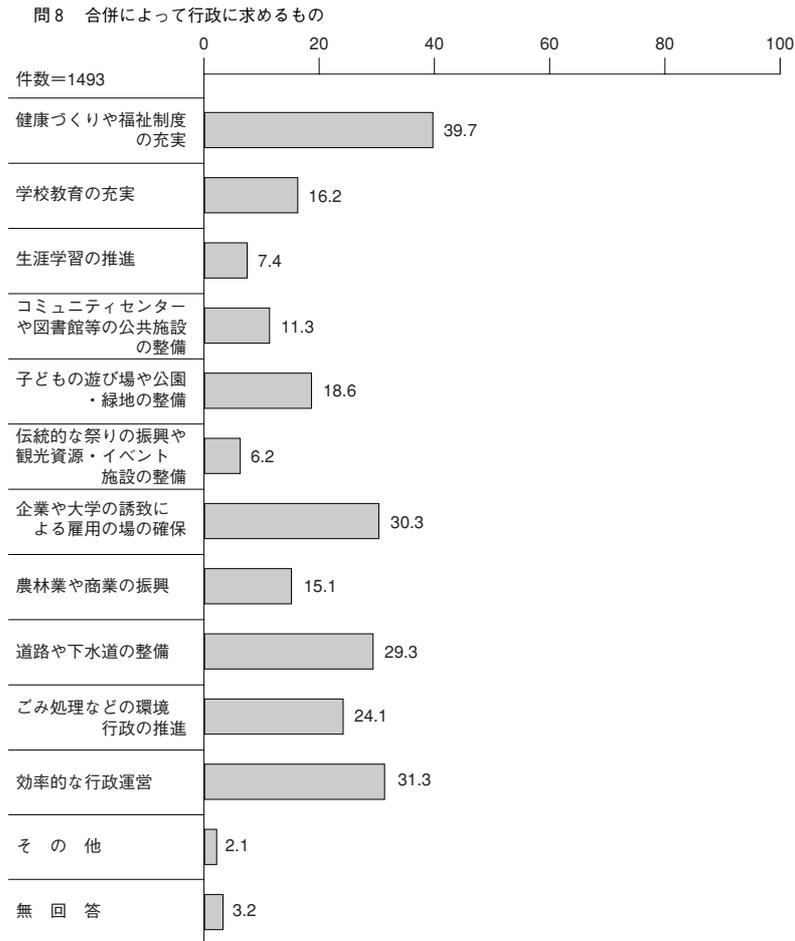
②組合せ選択理由

		組合せ支持別						
		1市2町での合併	岩井市のみとの合併	境町のみとの合併	2市5町での合併	2市4町での合併	郡内5町での合併	郡内4町での合併
サンプル数		673	88	76	56	48	14	37
選択理由	人口や財政規模が拡大し行政基盤が整うため	23.8	14.8	15.8	48.2	56.3	7.1	24.3
	歴史的なつながりが強い	16.9	18.2	7.9	25.0	20.8	14.3	13.5
	広域行政のつながりが強い	10.3	3.4	7.9	17.9	16.7	14.3	—
	生活圏としてのつながりが強い	59.1	47.7	59.2	35.7	47.9	42.9	56.8
	地域資源の特色が類似している	4.2	5.7	1.3	3.6	—	7.1	2.7
	公共施設の相互利用がしやすくなる	19.8	17.0	18.4	12.5	12.5	21.4	16.2
	効率のよい行政がおこなえる	18.1	20.5	15.8	25.0	35.4	28.6	16.2
	まとまった大きな事業がおこなえる	7.9	10.2	9.2	10.7	8.3	14.3	10.8
	広域な行政が可能になる	18.3	14.8	19.7	21.4	16.7	14.3	16.2
	専門的な職員の確保・育成が可能になる	3.4	10.2	3.9	8.9	4.2	—	8.1
	バランスの取れた規模の都市づくりができる	25.3	12.5	15.8	21.4	27.1	14.3	21.6
	その他	1.2	—	—	1.8	4.2	7.1	8.1
	無回答	3.0	6.8	5.3	—	—	7.1	10.8

③1市2町の合併について

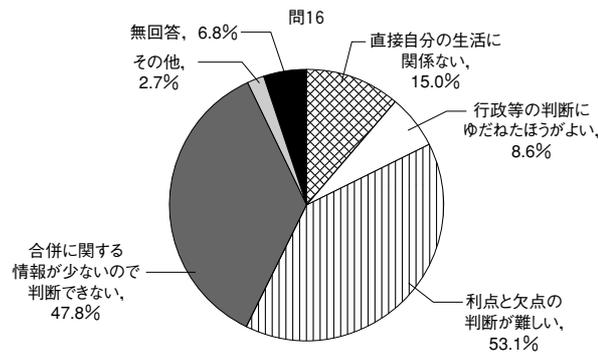


(3) 合併に求めるもの

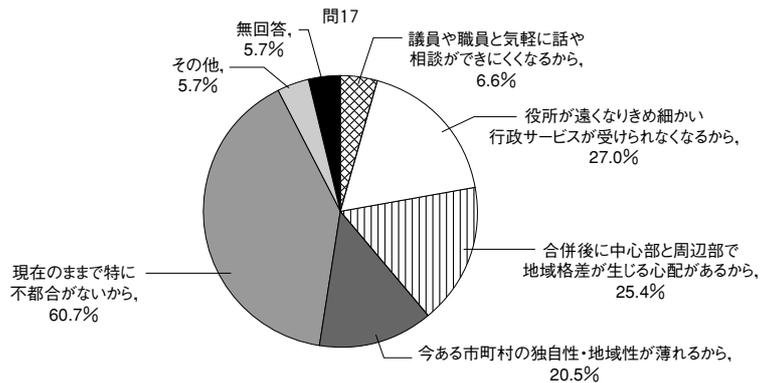


(4) 合併を必要としない理由

① 「どちらとも言えない」理由



② 合併を必要としない理由



1 合併の方式

岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、坂東市とする。

4 新市の事務所の位置

1 分庁方式を採用することとし、それぞれ岩井庁舎、猿島庁舎と呼称する。

① 新市の事務所の位置は、岩井庁舎の位置とする。

② 各庁舎へ配置する機能は、原則として、岩井庁舎へは総務部門、企画部門、市民部門、環境部門、商工観光部門、建設部門、議会を、猿島庁舎へは保健福祉部門、農政部門、教育部門、農業委員会を配置することとする。

③ 住民サービスの混乱を招かないよう、分庁方式へ移行するまでの経過措置として、当面の間、現行の組織を活用し対応する。

2 合併後の新庁舎の建設位置については、概ね中心部とし、新市において協議する。

5 財産の取扱い

1市1町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、特定目的基金については、当該事業を推進するための財源として旧市町単位で特例的運用を認めるものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

1市1町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年12月21日まで引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

新市発足後、最初に行われる選挙の際の議員の定数は26人とするものとする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を設置するものとし、1市1町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の選挙による委員の定数は、18人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に1選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

8 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の1市1町の区域ごとに設置する。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

9 地方税の取扱い

1市1町で差異のある税制については、原則合併時に統一するものとする。

法人市民税の法人税割の税率については、14.7%とするものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとするものとする。

都市計画税については、合併時に岩井市の制度に統一するものとする。ただし、猿島町においては、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について課税を免除するものとする。

10 一般職の職員の身分の取扱い

1市1町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。

11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。

特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。

12 条例・規則の取扱い

条例・規則の制定、施行に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種行政制度等の調整内容に基づき、合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。

13 組織及び機構の取扱い

当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散配置するものとする。

各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるよう窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。

14 一部事務組合等の取扱い

1市1町が構成団体として加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。

15 使用料・手数料等の取扱い

1市1町で差異のない使用料・手数料等については、原則現行のとおりとし、差異のある使用料・手数料等については、新市における住民の一体性の確保や、負担公平の原則から、適正な料金として調整するものとする。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

1 1市1町で共通している団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2 独自の目的を持った団体については、合併時まで調整に努めるものとする。

3 統合に時間を要する団体については、3年以内を目途に統合するよう調整に努めるものとする。

17 補助金・交付金等の取扱い

同種の補助金・交付金等については、原則として統一を図るよう調整するものとし、独自の補助金・交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

また、合併後においても、その事業目的や実績・効果並びに新市全体の均衡の観点から総合的に評価し、逐次調整を行うものとする。

18 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内を目途に統一するものとする。

19 町・字名の取扱い

岩井市、猿島町の町・字の区域及び名称は、基本的には従前のとおりとし、大字の文字がついている区域については、「大字」を削除した名称に変更するものとする。

ただし、これにより難い場合については、必要に応じ、変更を行うこととする。

20 慣行の取扱い

市章、市民憲章、市の花・木・鳥、市の宣言については、新市において定めるものとする。

表彰制度については、新市において制定するものとする。ただし、旧市町の名誉市町民については、当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。

21 事務事業の取扱い

21-1 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合再編するものとする。

行事等については、原則として新市に引き継ぐものとし、その実施方法や内容については新市において調整するものとする。

21-2 納税の取扱い

新市の納税の取扱いについては、口座振替制度とし、その他の差異のある制度については、合併時に統一するものとする。

21-3 姉妹都市・国際交流事業の取扱い

岩井市の姉妹都市については、新市の姉妹都市として引き継ぐものとする。

国際交流事業については、新市の事業として引き継ぐものとする。

21-4 電算システムの取扱い

合併時において電算システムを安定稼働させ、住民サービスの低下を招かないよう調整・統合を行うものとし、各種行政事務の迅速化や効率化による行政サービスの向上とIT社会に対応した利便性の一層の向上を図るものとする。

21-5 窓口業務の取扱い

住民サービスの低下を招かないようにするとともに、窓口サービスの総合化など広域的で利便性の高いサービスを等しく提供できるよう調整を図るものとする。

申請書、証明書、許可証等については、合併時まで統一するものとする。

21-6 環境業務の取扱い

環境に関する各種制度については、住民のよりよい生活環境を確保できるよう調整に努めることとする。

住民生活に密接に関わる制度については、当面は現行のとおりとし、計画中的ごみ処理施設の稼働時期や、利便性の一層の向上を考慮し、計画的に調整を図るものとする。

21-7 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険制度については、原則合併時に統一するものとする。

税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整し、合併翌年度に統一するものとする。
人間ドック補助事業、医療福祉事業については、合併翌年度に統一するものとする。

21-8 健康事業の取扱い

健康事業については、実施内容や方法等を医師会や各関係団体と協議し、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

1市1町の保健センターについては、新市においても有効活用を図るものとする。

21-9 福祉事業の取扱い

1市1町双方が実施している各種福祉制度については、原則現行のとおりとし、内容に差異があるものについては、住民格差を生じさせないように調整するものとする。

いずれかの市町で実施している事業については、従来の実績等を考慮し、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

21-10 介護保険事業の取扱い

制度に基づく介護保険事業については、原則合併時に統一するものとする。ただし、保険料については、合併翌々年度に新保険料を設定するものとする。

独自に実施している介護保険事業については、住民格差を生じさせないように調整するものとする。

21-11 農林水産事業の取扱い

農林水産事業については、生産者や各関係団体と引き続き連携を図りながら、新市の事業を推進するものとする。

生産者等に係る支援制度については、合併時に統一するものとし、土地改良等の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。

21-12 商工観光事業の取扱い

商工観光事業については、各関係団体の意向を踏まえ協議調整し、引き続き連携を図りながら新市の事業を推進するものとする。

金融制度については、格差を生じさせないように調整し、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。
各種イベント助成については、新市に引き継ぎ内容等を調整し、実施するものとする。

21-13 水道事業の取扱い

1市1町の水道事業に係る整備計画については、新市に引き継ぎ、継続して実施していくものとする。
水道料金等については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。

21-14 下水道事業の取扱い

1市1町で実施している下水道事業、農業集落排水事業については、引き続き実施していくものとする。
下水道事業、農業集落排水事業の各種制度については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。ただし、合併前に決定された各下水道事業区域の負担金及び各農業集落排水事業区域の分担金については、現行のとおりとする。

21-15 建設関係事業の取扱い

都市計画の区域区分及び地区計画については、新市に引き継ぐものとする。

生産緑地地区については、新市に引き継ぐものとし、指定をしていない地区については、調整し決定するものとする。

道路整備等の建設関係事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、制度等に差異があるものについては、原則として合併時まで統一するよう調整するものとする。

21-16 学校教育事業の取扱い

公立幼稚園及び私立幼稚園に関する各種制度並びに小中学校で実施している各種事業については、格差を生じさせないよう合併翌年度を目途に調整し統一するものとする。

小中学校の区域については原則現行のとおりとし、必要に応じて見直しを図るよう、新市において調整するものとする。

学校給食センターについては、新市に引き継ぐものとし、給食費については、合併翌年度に統一するよう調整するものとする。

21-17 生涯学習事業の取扱い

生涯学習事業については、原則として新市に引き継ぎ、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。ただし、差異のある事業については、その実施方法や内容について新市において調整するものとする。

22 新市建設計画

新市建設計画は、別添「坂東市建設計画」に定めるとおりとする。

別 紙

地域審議会の設置に関する協議

平成17年3月22日から岩井市及び猿島町を廃し、その区域をもって「坂東市」を設置することに伴い岩井市及び猿島町の区域ごとに、それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、岩井市及び猿島町の区域であった区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を置く。

（所掌事務）

第2条 地域審議会は、関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選ばれた者

3 前項第2号の委員の人数は、5人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 地域審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 地域審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 地域審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要と認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(設置期間)

第7条 地域審議会の設置期間は、合併の日から10年間とする。

(補則)

第8条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

調 印 書

岩井市及び猿島郡猿島町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく岩井市・猿島町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年9月27日

岩井市長 石塚 仁太郎

猿島町長 野口 正 夫

立 会 人

茨城県知事 橋 本 昌

合併協議会委員 野 本 良 一
(岩井市議会議長)

合併協議会委員 林 順 藏
(岩井市議会議員)

合併協議会委員 石塚 末 雄
(岩井市議会議員)

合併協議会委員 中 村 静 雄
(岩井市学識経験者)

合併協議会委員 木 村 智恵子
(岩井市学識経験者)

合併協議会委員 木 村 道 夫
(岩井市学識経験者)

合併協議会委員 富 山 敏 行
(岩井市助役)

合併協議会委員 横 島 隆
(岩井市収入役)

合併協議会委員 稲毛田 眞 平
(猿島町議会議長)

合併協議会委員 島 田 雅 史
(猿島町議会副議長)

合併協議会委員 木 村 敏 文
(猿島町議会議員)

合併協議会委員 新 谷 嘉 延
(猿島町学識経験者)

合併協議会委員 林 淳 一
(猿島町学識経験者)

合併協議会委員 中 川 隆 子
(猿島町学識経験者)

合併協議会委員 仙 波 操
(猿島町助役)

合併協議会委員 倉 持 恒 幸
(猿島町教育長)

合併協議会委員 大 崎 正 昭
(茨城県西地方総合事務所長)

合併協議会委員 藤 咲 康 二
(茨城県総務部市町村課長)

合併協議会委員 笠 尾 卓 朗